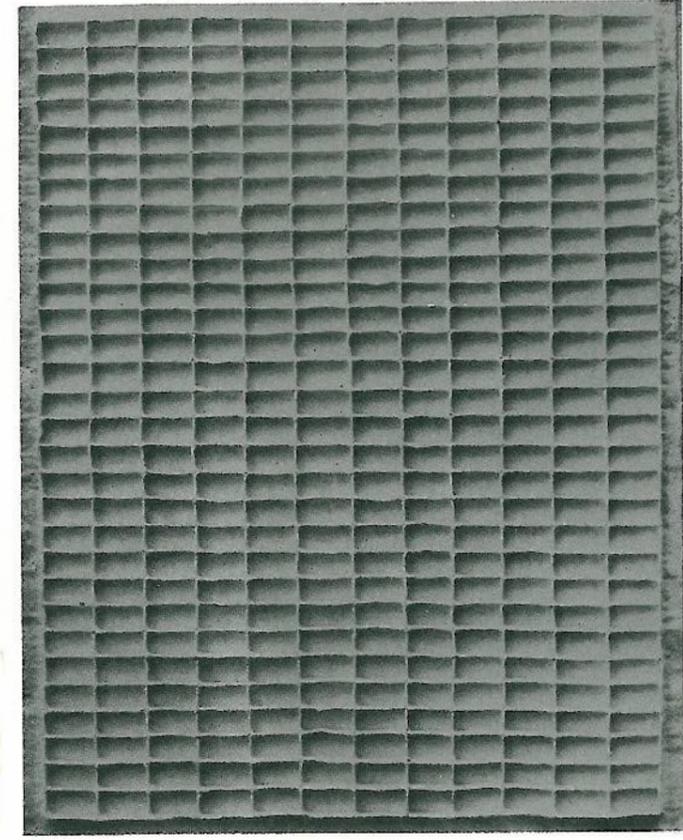


みすず 106

4/18 43.2.29

松
武
俊

同
前
書
目



c091-005-006-008

1968.3



非核武装に関する国会議員各位への要望

— 非核武装に関する国会議員各位への要望 —

人類あつてはじめて核兵器の惨禍を体験し、憲法のうちに戦争放棄の決意を世界に宣言した私たち日本国民にとって、非核武装は当然の原則であり、国会及び政府が諸大国の試みる核実験に強く抗議して来たのも、このような国民の決意にもとづくものと思ひます。ところが、最近に至つて、国会の決議による非核武装宣言の可否をめぐる、国民の堅い決意を崩そうとするような論議がなされていることは、わが国の将来を左右する重大な事態として、まことに憂慮にたえません。私共はここに、この問題に関する見解を明らかにして国会議員各位の善処を訴えたいと存じます。

現世界をおおっている核戦略体制において、ひとたび核兵器が用いられた場合、それが人類の破滅をひきおこすことは、すでに世界の常識であり、各国の安全と繁栄とが根本的に核兵器の廃絶にかかっていることは、自明の真理であります。わが国が、自ら核兵器を作らず、もたず、また外国からの持ち込みをも拒否する原則を堅持し、この原則を世界に宣言することは、日本国民の心情に深く根ざした強い決意のあらわれにほかなりません。それがアジアにおける国家間の緊張を緩和し、わが国の安全を進めるだけでなく、また世界平和に寄与するための最も積極的かつ現実的な途であることを、私共は信じております。

さらに、核兵器による抑止戦略は人間の尊厳に対する冒瀆であるだけでなく、とどめのない核兵器競争と拡散とを招き、その矛盾は最近ことにいちじるしいものがあります。この点から見ても、外国の核兵器に依存して自らの安全を求めようとする政策が、核兵器廃絶の要求に逆行し、原理的に非核武装の原則そのものを否定するばかりでなく、現実的に他国に対する核威嚇への加担を意味することは明らかで、それがわが国の安全を危くすることも、また否み得ないところであります。

現在各位の間には、非核武装の原則には賛成するが、国会の決議としてそれを宣言することには、外交交渉上得策でないという理由で反対する向きがあるとも報せられております。けれども、このような態度は単に非核武装の原則に對

— 非核武装に関する国会議員各位への要望 —

するわが国の誠意を疑わしめるばかりでなく、そもそもこの原則がそのような次元を超えた問題であることを見失つたものと言わなければなりません。また私共は、日本国憲法の掃蕩である非核武装の原則が、この憲法の適用されるべき全領土に及ぼされるのは当然であると確信いたします。沖縄の同胞もまたそれを希求していると私共は信ずるのであります。

国会議員各位には、日本国民とともにその初心にたちかえつて、「国権の最高機関」の権威を以て、非核武装の原則を宣言せられ、人類の理性と良心にもとづいて生存と安全への道を開かれるように、ここに強く要望するものであります。

昭和四十三年二月二十四日

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 青 山 道 夫 | 貝 塚 茂 樹 | 芹 沢 光 治 良 | 野 上 弥 生 子 |
| 有 沢 広 巳 | 川 喜 田 愛 郎 | 高 野 雄 一 | 野 田 良 之 |
| 石 川 淳 | 川 島 武 宜 | 田 中 慎 次 郎 | 原 田 綱 |
| 伊 藤 肇 | 川 端 康 成 | 谷 川 徹 三 | 古 島 敏 雄 |
| 井 上 靖 | 清 宮 四 郎 | 田 畑 茂 二 郎 | 堀 米 庸 三 |
| 今 西 錦 司 | 久 野 収 | 玉 蟲 文 一 | 丸 山 貞 男 |
| 江 上 不 二 夫 | 倉 石 武 四 郎 | 岡 藤 重 光 | 宮 沢 俊 義 |
| 大 内 兵 衛 | 桑 原 武 夫 | 辻 清 明 | 湯 川 秀 樹 |
| 大 河 内 一 男 | 坂 田 昌 一 | 都 留 重 人 | 吉 利 和 |
| 大 塚 久 雄 | 重 藤 文 夫 | 朝 永 振 一 郎 | 我 妻 栄 |
| 大 仏 次 郎 | 末 川 博 | 中 川 善 之 助 | 脇 村 義 太 郎 |
| 尾 高 邦 雄 | 住 谷 悦 治 | 中 野 好 夫 | 渡 辺 義 太 郎 |
| 海 後 宗 臣 | 隅 谷 三 喜 男 | 南 原 繁 | 波 辺 格 |

(五十音順)